

【運転・定検状況（区分 ）】

平成 18 年 12 月 1 日

3号機原子炉建屋大物搬入口前（屋外）でのけが人の発生について

東京電力株式会社  
柏崎刈羽原子力発電所

11月30日午前11時40分頃、3号機原子炉建屋大物搬入口前（屋外）において、移動式クレーン車を使用して重量物搬入作業を行っていた協力企業の作業員が、後片付けの際に移動式クレーン車の転倒防止脚収納部に足をかけていたところ、収納されてきた転倒防止脚に左足つま先を挟まれ負傷したため、業務車にて病院へ向かいました。

診察の結果、左足の小指を除く4本に骨折（うち3本は不全切断）が確認されました。

今後は、転倒防止脚の動作中に、移動式クレーン車の周りで他の作業を行わないよう徹底してまいります。

以 上

本件は「不適合事象の公表基準」に従い、区分 の事象として、発生した不適合事象を翌営業日に取りまとめて公表しているものです。

（不適合事象の公表基準：<http://www.tepco.co.jp/nu/kk-np/incomp/images/kijun.pdf>）